

新宿区教育委員会会議録

令和5年第2回定例会

令和5年2月3日

新宿区教育委員会

令和5年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和5年2月3日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時10分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	山 下 浩一郎
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	年 綱 和 代		

欠席者

委 員	今 野 雅 裕
-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	荒 井 亮 宏	中央図書館長	山 本 秀 樹
統括指導主事	大 川 直 樹	統括指導主事	北 中 啓 勝
学校運営課長	内 野 桂 子	教育支援課長	関 本 ますみ
統括指導主事	辻 慎 二		

書記

教育調整課 主 査	林 竜 佑	教育調整課 管 理 係	大 原 颯 人
--------------	-------	----------------	---------

議事日程

議案

- 日程第1 第1号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第2 第2号議案 公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第3 第3号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 第4号議案 令和4年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について
- 日程第5 第5号議案 令和4年度新宿区一般会計補正予算（第12号）（案）に関する意見について
- 日程第6 第6号議案 令和5年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について

報告

- 1 タイムレコーダーのデータ集計による教員の勤務時間等について（教育指導課長）
- 2 令和5年度新宿区立幼稚園の学級編制について（学校運営課長）
- 3 令和4年度「図書館を使った調べる学習コンクール」・全国コンクールの実施結果について（中央図書館長）
- 4 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和5年新宿区教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の会議には、今野委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 承知いたしました。

○教育長 お願いします。

◎ 第1号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第2号議案 公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第3号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

◎ 第4号議案 令和4年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について

◎ 第5号議案 令和4年度新宿区一般会計補正予算（第12号）（案）に関する意見について

◎ 第6号議案 令和5年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第1号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第2号議案 公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第3 第3号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第4 第4号議案 令和4年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について」、「日程第5 第5号議案 令和4年度新宿区一般会計補正予算（第12号）（案）に関する意見について」、「日程第6 第6号議案 令和5年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第1号議案から日程第3 第3号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

次に、日程第4 第4号議案について説明を受け、審議を行います。

最後に、日程第5 第5号議案及び日程第6 第6号議案について説明を受け、審議を行います。

ここで皆様にお諮りいたします。

第5号議案及び第6号議案は、令和5年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第5号議案及び第6号議案を、非公開による審議とすることに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 御異議ございませんでしたので、第5号議案及び第6号議案は非公開により審議するものといたします。

それでは、初めに第1号議案から第3号議案の説明を一括して、教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、「第1号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」御説明いたします。

○**教育長** 課長、よかったら着席してどうぞ。

○**教育調整課長** それでは、この後の議案の説明につきましては、着座にて失礼させていただきます。

お手元の議案概要を御覧ください。

本議案の改正内容ですが、教育委員会の事務部局の職員の定数を4人増とし、133人から137人に、また、教育委員会の所管に属する学校の職員の定数を6人減とし、109名から103名に変更するものです。

増減の理由につきましては、まず教育委員会の事務部局の職員については、入学祝金等への対応や、学校情報化の推進、学校の教育環境整備などにより、4名の増となっています。

次に、教育委員会の所管に属する学校の職員についてですが、こちらは用務職員の退職不補充等に伴う学校用務業務の委託化によりまして、6名の減となっているものでございます。

これによりまして、来年度は新たに小学校2校、中学校1校について業務委託を行うもの

です。

施行期日ですが、令和5年4月1日となっております。

次に、新旧対照表を御覧ください。

第2条で、職員の定数を定めておりますが、表の中段のところ、教育委員会の事務部局の職員の定数を、先ほど御説明したとおり133人から137人へ、教育委員会の所管に属する学校の職員の定数を109名から103名に変更しております。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第1号議案の提案理由です。

教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校の職員の定数の変更内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第2号議案 公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

議案概要を御覧ください。

本議案は、職員の派遣先団体の追加等を行うものでございます。

恐れ入ります。新旧対照表を御覧ください。

職員の派遣を定めました第2条の派遣先団体に、新たに「一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント」を追加いたします。

次に、時限的に設けられておりました「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を、派遣先団体の特例として追加するという附則の規定について削除をするものでございます。

施行期日は、公布の日になります。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第2号議案の提案理由です。

公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第3号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」です。

議案概要を御覧ください。

本議案は、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、区の補償基礎額につきまして同様の改正を行うものでござ

ございます。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

補償基礎額を規定しております別表につきまして、下線部のとおり改正を行うものでございます。

まず、表中の学校医及び学校歯科医の補償基礎額につきまして、5年未満の額を7,059円から7,194円へ135円の増、5年以上10年未満の額を8,730円から8,820円へ90円の増、10年以上15年未満の額を1万1,448円から1万1,481円へ33円の増額をするものです。

また、お隣の欄の学校薬剤師の補償基礎額につきましても、5年未満の額を6,135円から6,240円へ105円の増、5年以上10年未満の額を7,215円から7,260円へ45円の増、10年以上15年未満の額を8,937円から8,943円へ6円、それぞれ増額しております。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

なお、経過措置といたしまして、改正後の別表の規定は、令和5年2月1日以後に支給すべき事由が生じた補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で、適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の補償の補償基礎額については、なお従前のとおりとすることと、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正後の別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の条例の規定に基づく公務災害補償の内払いとみなすことを規定しております。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第3号議案の提案理由です。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（東京都条例第110号）の施行に伴い、補償基礎額の改定を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。これより順次審議を行ってまいります。

まず、第1号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

第1号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第1号議案は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、第2号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

特段よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了といたします。

第2号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第2号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第3号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○星野委員 新旧対照表に出てくる医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数というのがありますが、これはその資格を取ってからの年数になるのでしょうか、それとも学校医とかになってからの年数を指すのでしょうか。

○学校運営課長 こちらは、学校医として委嘱された日から起算してのことになります。

○星野委員 分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

第3号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第3号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第4号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第4号議案 令和4年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について」御説明いたします。

初めに、行政評価の全体の流れにつきまして、口頭で御説明させていただきます。

新宿区では、区の施策及び事業がその目的に即して、効果的・効率的に展開され実施されているかを客観的に評価し、その結果を区の政策形成の基礎とすることを目的に、毎年度行

政評価を実施しております。

その評価につきましては、行政内部で実施をしている内部評価と、外部評価委員が実施する外部評価の2つに分かれており、区長は内部評価と外部評価それぞれにおける意見を踏まえ、行政委員会とも意見調整した上で、区としての総合判断を行うこととしています。本日は、教育委員会として、この総合判断について御審議をいただくものでございます。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

令和4年度の対象事業につきましては、議案を1枚おめくりいただきますと、対象事業一覧がございますので、そちらを御覧ください。

こちらに記載の教育委員会が所管する9つの事業と、他部との共管となります2つの事業が今回の対象となります。時間の都合もございますので、説明につきましては、この一覧表の右から2つ目の枠の欄、令和5年度の取組の方向性が拡充となっております4つの事業について行いまして、継続となっております他の事業につきましては、説明のほうは割愛させていただきますので、御了承ください。

それでは、まず2ページをお開きください。

計画事業14番、特別支援教育の推進です。

一番下の欄、令和5年度の取組方針（区の総合判断）といたしましては、発達障害等により教育的支援を必要とする児童・生徒数に応じた配置ができるよう、特別支援教育推進員を令和5年度も増員し、学級内指導体制のさらなる充実を図ります。あわせて、令和3年度に導入したアセスメントツールの効果的な活用を進め、一人ひとりの支援ニーズに応じたきめ細かな支援の充実に取り組みますとしたものです。

続いて、4ページの計画事業16番、不登校児童・生徒への支援です。

こちらは、令和5年度の取組方針といたしまして、今後も多様な教育機会の確保に向けた取組を計画的に進め、不登校児童・生徒の社会的自立に向けて支援していきます。不登校児童・生徒に対しては、登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、別室登校を行う生徒の支援のための適応指導教室指導員の派遣や、居場所としての教育環境づくりとして区立図書館等を活用した訪問型支援を実施することにより、適切な支援や働きかけを行います。

また、家庭に引き籠もりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援については、学校での優れた取組を全校で共有し、確実な実施につなげていきます。特に、つくし教室に通う児童・生徒（登録後につくし教室に通所できなくなっている状態の児童・生徒を含む）に

対しては、東京都教育委員会と連携し、仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援を充実させていきます。

「学校と家庭の連携推進事業」を拡充するため、「家庭と子どもの支援員」の派遣校数を増やすことで、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた学習面、生活面等の支援をさらに充実させていきますとしているものでございます。

続いて、5ページ、計画事業18番、ICTを活用した教育の充実です。

令和5年度の取組方針といたしましては、児童・生徒が1人1台配備されたタブレット端末を日常的に活用し、主体的に学びを進めることで、各学校における「個別最適な学び」「協働的な学び」の一層の充実を促進するとともに、学級閉鎖などの場合にも、オンラインによる学習指導を行い、「学習機会の確保」を継続するなど、現在のICT環境をより効果的に運用していきます。

また、授業でのさらなるICTの活用を促進するため、引き続きICT支援員による支援内容の充実を図り、学校の授業改善の取組を支援していきますとした上で、令和5年度には、タブレット端末及びデジタルドリル等の学習支援ソフトの利用期間を令和6年度まで延長し、新宿区版GIGAスクール構想に基づくICT環境を継続するとともに、増加傾向にある児童・生徒数に適切に対応し、引き続き全ての児童・生徒の学習機会を確保していきます。それと同時に、タブレット端末の更新機器の選定に係る検討を進めるとともに、今後のICTを活用した教育活動についても引き続き支援していきます。

また、普通教室内のプロジェクターをより見やすく教育効果の高いディスプレイ型電子黒板に更新し、教員の授業の質的向上を図りますとしたものでございます。

次に、11ページの計画事業68番、③区有施設のマネジメント（旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用）です。

令和5年度の取組方針といたしましては、敷地割りや整備工程を踏まえ、特別養護老人ホーム等の高齢者施設や防災広場の整備、新宿区立牛込第一中学校の建て替え、地域図書館の整備（牛込第一中学校に併設）を進めていきます。

また、旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等の整備について、よりよい施設づくりのために、施設設計に対する区民からの意見を踏まえ、地域ニーズに沿った施設の整備を進めていきますとしたものでございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第4号議案の提案理由です。

令和4年度内部評価及び外部評価の実施結果を踏まえた、教育委員会の総合判断を行うた

めでございます。

議案についての説明は、以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第4号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

私から少しよろしいでしょうか。

不登校児童・生徒への支援の中で、東京都教育委員会と連携し、メタバースを活用したとありますが、現状と今後の見込みなどを簡単にお知らせいただければと思います。

○教育指導課長 つくし教室に通う児童・生徒と、実際つくし教室に登録はしているものの、通級することが難しいような児童・生徒との間で、オンラインを用いて、交流を行っているという状況でございます。現在は、朝の会をひらくというところで始めていて、そこから中身を膨らませていこうと考えているところでございます。

これを3月上旬ごろまで継続して行って、交流の場面を増やしていければなと考えているところでございます。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問ございますか。

○山下委員 特別支援教育のところで、アセスメントツールについての記載がありますが、令和3年度に導入してもう大分使い慣れてきたかと思うのですが、具体的にこういうのが変わったという事例が何かありましたら、教えていただけますでしょうか。

○教育支援課長 実際に使ってみて、その方の苦手な部分はここだな、というようなポイントが分かって、うまく指導につなげるといえることができていると、現場からは聞いております。

○山下委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

○山下委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第4号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第4号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、誠に恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

○教育長 以上で、本日の議事は終了といたします。

○山下委員 追加で1つだけ質問しそびれていたのですが、よろしいですか。

○教育長 どうぞ。

○山下委員 4号議案の4ページ目に家庭と子どもの支援員の派遣というのがありますが、これは具体的にどういうものか教えていただけますか。

○教育指導課長 家庭と子どもの支援員というのは、様々なやり方がありますが、不登校のお子さんに対して、学校でどなたかに御依頼をして、例えば登校刺激を与えるために迎えに行っていたりとか、登校してきてもなかなか教室に入れないお子さんの支援をおこなったりなどのサポートで活用しているところでございます。東京都でも不登校の児童・生徒が増えているということで拡充の傾向がございますので、区についても拡充していくものでございます。

○山下委員 ありがとうございます。

○教育長 それでは、以上で、本日の議事としては終了といたします。

◆ 報告1 タイムレコーダーのデータ集計による教員の勤務時間等について

◆ 報告2 令和5年度新宿区立幼稚園の学級編制について

◆ 報告3 令和4年度「図書館を使った調べる学習コンクール」・全国コンクールの実施結果について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告3までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 では、報告の1のタイムレコーダーのデータ集計による教員の勤務時間等について、御報告をさせていただきます。

タイムレコーダーのデータ集計による教員の勤務時間等について御報告いたします。

教育委員会では、教員の働き方改革に関して、1週間当たりの実労働時間が60時間を超える教員をゼロにすることを目標として取組を続けてきているところでございます。このため、例年、タイムレコーダーによる勤務時間の実態把握を基に、長時間勤務教員の所属校の管理

職に対して情報提供を行い、状況の聞き取り、必要に応じて業務内容の見直し等の対応を依頼しているところでございます。

これよりお手元の資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、勤務時間が週当たり60時間を超える教員の数、校種別というのがございますが、こちらを御覧ください。

令和4年8月に小学校、中学校、新宿養護学校、幼稚園の全てにおいて、週当たりの勤務時間が60時間を超える管理職、教員はいなくなりました。全校種においてゼロを達成したのは初めてでございます。他の月においても、過去の数値と比較すると、勤務時間が60時間を超える教員の人数は減少傾向にあり、今までやってきた取組の効果が上がっているものと考えております。

次は、もう一枚おめくりいただきますと、勤務時間が週当たり60時間を超える教員がゼロだった学校数の推移ということでございます。

週当たり60時間を超える勤務をした者がゼロであった学校数と全体に占める割合を表したものでございます。年度ごとに見ていきますと、平成30年度は57.9%、令和元年度は76.5%、令和2年と3年は86.6%、令和4年は12月現在までではございますが、92.0%となっているところでございます。

今まで資料を御覧いただきましたように、全校一斉に勤務時間が週当たり60時間を超える教員をゼロにするという目標については、8月に達成し、他の月でも過去と比較して減少傾向が見られているところでございます。

その中でも、僅かな人数ではございますけれども、週当たりの勤務が60時間を超える者があり、複数月にわたり勤務時間がその週当たり60時間を超える教員がおり、こういった方々、一定程度限定されてきております。そこで今年度は教育指導課長が当該校の校長と共に、当該教員と面接を行い、勤務時間や長時間勤務となった事情の聞き取りを行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの重要性の説明等を行ったところでございます。

今後、教育委員会としては、こういった週当たりの勤務時間が60時間を超えないように、各校・園の管理職を通して働きかけを続けるとともに、年間を通じて御覧いただければ分かりますように、特に忙しい時期である年度末の3月と年度初めの4月について、各校・園でワーク・ライフ・バランスに関する教員への意識づけの依頼を行っていく予定でございます。

このような取組を進めていて、さらに教員のワーク・ライフ・バランスについて取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**学校運営課長** それでは、令和5年度区立幼稚園の学級編制について御報告をさせていただきます。

令和5年度の区立幼稚園の学級編制は、令和5年1月16日が入園承認日でございますので、同日で学級編制を固めてございます。

資料の表の下から3行目に、14園の合計が記載してございます。

まず、3歳児です。学級数は13学級、定員は260名、予定園児数は168名で、昨年度と比較をいたしまして、予定園児数は10名の減となっております。定員充足率は64%で、昨年度比で4ポイントの減となっております。

なお、戸塚第二幼稚園につきましては、予定園児数がゼロの記載になっているかと思えますけれども、お申込みがなかったということで、来年度は学級編制基準に達しませんので、休学級の扱いとなります。

続きまして、4歳児です。4歳児は、学級数が13学級、定員390名、予定園児数は172名で、昨年度と比較して、学級数は1学級の減、定員は30名減、予定園児数は34名の減となっております。定員充足率は44%で、昨年度比5ポイントの減です。学級数と定員の減は、今年度に学級編制ができなかった牛込仲之幼稚園の3歳児学級について、令和5年度新4歳児の募集を行わなかったことによるものでございます。

最後に、5歳児です。5歳児は、学級数が14学級、定員420名、予定園児数は206名で、昨年度比9名の減でございます。定員充足率は49%、昨年度比2ポイントの減となっております。

最後に、合計でございますが、学級数が40学級、定員1,070名、予定園児数が546名で、昨年度と比べて学級数が1学級減、定員30名の減、予定園児数が53名の減でございます。定員充足率は51%で、昨年度比3ポイントの減となっております。

令和5年度の区立幼稚園の学級編制の報告は、以上でございます。

○**中央図書館長** 令和4年度「図書館を使った調べる学習コンクール」の全国コンクールの実施結果が出ましたので、御報告させていただきます。

1番目としまして、26回の全国コンクールの審査結果、こちら1月11日に発表されたものでございます。

まず、全国コンクールの表彰状況でございますけれども、作品総数が11万3,364点、団体数としては151団体でございます。この作品数につきましては、地域コンクールをやっている

ない地域もございまして、直接応募された作品もございまして、この数字となっているものでございます。

続きまして、入賞作品でございまして、全国コンクールでは32点、3団体が入賞ということになってございます。

続きまして、右側の優良賞が134点、奨励賞が258点、佳作が1,256点というものでございます。そのうち、新宿区でございまして、新宿区から応募させていただいた作品は29点になります。そのうち入賞が2点、優良賞が4点、奨励賞が6点、佳作が17点、合計で29点というものでございます。

新宿区の表彰作品の内訳は別紙のとおりでございまして、別紙を御覧いただけますと、入賞した2作品につきましては、両方とも私立海城高等学校というものでございます。

2番目でございまして、全国コンクールの表彰作品の推移でございまして、こちらは記載のとおりでございまして、詳細説明は省略させていただきます。

今後の予定ですが、こちらに記載のとおりですけれども、3月4日に全国コンクールの入賞作品の表彰式がオンラインで開催されます。また、3月の下旬には、新宿区の全国コンクールの受賞作品のレプリカ集を配布させていただき予定でございまして、今年度も皆様方にも配布させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

報告は、以上です。

○教育長 説明が終わりました。

まず、報告1について、御意見、御質問のある方は、お願いをいたします。

○古笛委員 先ほど御報告いただいたとおり、同じ方がずっと何か月にもわたって長時間勤務をされているということですが、実際にその方とお話をされてみてその方の反応というのはどうでしたか。なかなか難しいところかと思いますが。

○教育指導課長 まず、来ていただいてお話をするとき、先生方が教育委員会に来るということに対しては、ハードルが高いという感覚があるのは重々分かっておりましたので、まず私のほうから申し上げたのは、御本人が一生懸命やったださるということに関して、まずは感謝を申し上げます。

それで、長時間勤務になった理由を伺ってみると、ベテランの先生の場合ですと、いくつかの担当した業務、取りまとめの仕事がされていて、その締切がたまたま同時に重なってしまい、結果的に長時間勤務となってしまいましたというようなお話がございました。

それから、ある若い先生ですと、昨年度まで担当していた業務を今年度は別の若い先生が

やっているときに、すんなり、はい、君の仕事だよというわけにもいかないの、一緒にやっていて結果的に長時間勤務となってしまったというお話は聞いているところでございます。

それで、特にベテランの先生に関しては、若い先生方のワーク・ライフ・バランスのお手本にぜひなっていたらと思います。また、長時間勤務をしますと、やはり疲労も蓄積するでしょうし、学校の教員である以上、子どもたちの前に立って一番いいパフォーマンスが取れることが重要ですので、そういった意味でも勤務時間については御配慮いただきたいというお話をしているところでございます。

○教育長 いかがでしょうか。

○古笛委員 実際に超過しているというのは、具体的に何時間ぐらい超過されているのでしょうか。

○教育指導課長 その方にもよりますが、12月現在の数値で言うと、副校長の方がお一人60時間を超えておりますが、その方が62時間29分、2時間29分のオーバーです。それから、教員の方については、お一方は1時間26分のオーバー、それからもう一方が少し長いのですが、5時間55分のオーバーという状況でございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了いたします。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、報告2の質疑を終了とします。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないようでございますので、報告3の質疑を終了といたします。

◆ 報告4 その他

○教育長 報告4、その他でございますが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。

以上で、報告事項を終了します。

◎ 閉 会

○教育長 本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 3時10分閉会